

秋田市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市新屋ガラス工房作品の販売に係る収入金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および所在地
株式会社秋田県物産振興会
秋田市中通二丁目3-8
- 2 委託した公金事務に係る歳入
ガラス作品等売払収入
- 3 指定日および契約日
令和7年2月6日